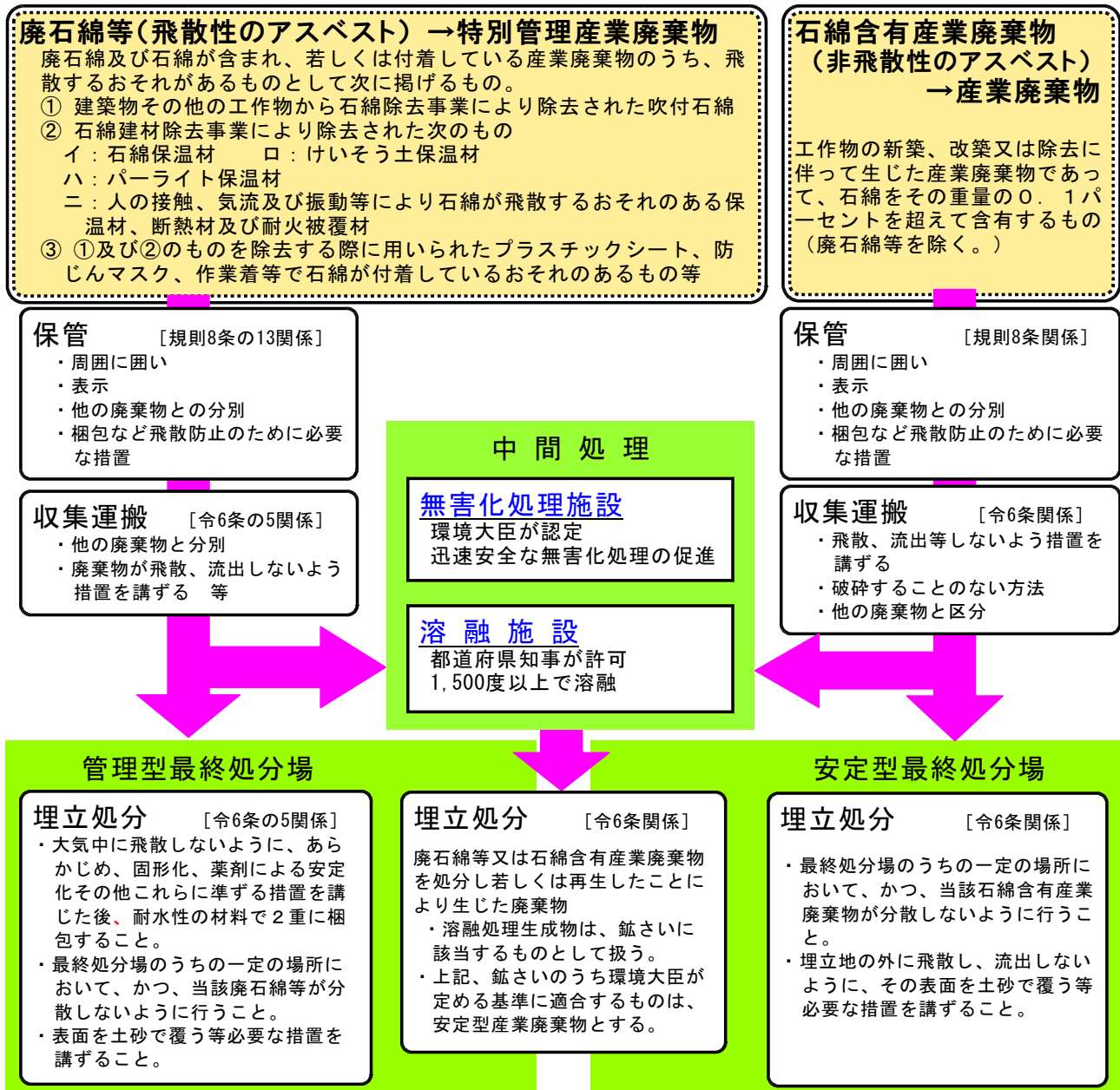


18 石綿（アスベスト）廃棄物の処理について

建築物の解体工事や改修工事に伴って生ずる石綿廃棄物は、排出事業者（元請業者）の責任において適正に処理する必要があります。
処理の方法は、石綿廃棄物が飛散性か、非飛散性かによって異なります。

[解説]

<石綿廃棄物の処理フロー>



☆詳細はホームページをご覧ください http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/ishiwata.htm

石綿は、天然に産出する極めて細い繊維状の鉱物のうち、工業用原材料として使用される鉱物の総称です。

石綿製品の製造、使用は段階的に禁止されており、平成18年9月1日からは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する石綿含有製品の製造、輸入、使用等が禁止されています（化学プラントの配管接合部分に使用されるシール材など代替が困難な一部の製品を除く）。

石綿は、その繊維が極めて細く、容易に空気中に浮遊します。このため、人が呼吸により吸入しやすいという性質を持っており、吸入した石綿は中皮腫や肺がんなどの原因になります。